

国立大学法人信州大学職員退職手当規程

(平成 16 年 4 月 7 日国立大学法人信州大学規程第 45 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人信州大学職員就業規則（平成 16 年国立大学法人信州大学規則第 2 号。以下「就業規則」という。）第 29 条の規定に基づき、国立大学法人信州大学の職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合に、その者（死亡の場合は、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第 3 条 この規程の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を現金で、直接この規程の規定により、その支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りではない。

2 この規程の規定による退職手当は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の額)

第 3 条の 2 退職し、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の額は、次条から第 8 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 次条又は第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、退職、解雇又は死亡の日におけるその者の基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- 二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- 三 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 四 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- 五 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 六 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 81 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- 二 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- 三 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第22条第3号の規定により退職した者又は就業規則第22条第2号若しくは同条第4号の規定により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理解雇等の退職手当の基本額）

第6条 就業規則第18条第1項第4号若しくは同項第5号の規定により解雇された者、業務上の傷病により退職し、若しくは解雇された者、業務上死亡した者、25年以上勤続し、就業規則第22条第3号の規定により退職した者（就業規則第22条第4号の規定より退職した者を含む。）又は25年以上勤務し、就業規則第22条第2号の規定により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職、解雇又は死亡の日におけるその者の基本給月額（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、若しくは死亡し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職し、解雇され又は死亡した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（基本給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則等が定められた場合において、当該規程又は細則等による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由により、その者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し、解雇され、又は死亡した理由と同一の理由により退

職し、解雇され、又は死亡したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第11条第4項、第12条第1項、第15条第2項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第1項に規定する国家公務員等、第12条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員若しくは第13条第1項に規定する役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第15条第1項に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第11条第1項に規定する国家公務員等、第12条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員若しくは第13条第1項に規定する役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

三 第11条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

四 第12条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされた他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

五 第13条第1項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間

（長期勤続後の勸奨退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第6条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の2（退職日基本給月額が国立大学法人信州大学職員給与規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第44号。以下「給与規程」という。）の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2（特定減額前基本給月額が給与規程の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日の基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2（特定減額前基本給月額が給与規程の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当の基本額の最高限度額）

第8条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が、

退職日基本給月額に 59.28 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 8 条の 2 第 6 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 59.28 以上 特定減額前基本給月額に 59.28 を乗じて得た額

二 59.28 未満 特定減額前基本給月額に第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に 59.28 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 8 条の 3 第 7 条の規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第4条から第6条まで	前条の規定に読み替えて適用する第6条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の2（退職日基本給月額が給与規程の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第6条の
第8条の2	第6条の2第1項の	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号ロ	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条の2第1号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2（特定減額前基本給月額が給与規程の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
8条の2第2号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2（特定減額前基本給月額が給与規程の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号ロ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号ロ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において

	定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2（特定減額前基本給月額が給与規程の指定職基本給表4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第8条の4 退職し、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第15条第1項第1号から第3号までの規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）、同項第4号若しくは第5号又は同項第8号から第10号までの規定による休職、同規則第43号第5号の規定による停職、同規則第38条の規定による育児休業、同規則第39条の規定による介護休業、同規則第40条の規定による大学院修学休業及び同規則第40条の2の規定による自己啓発等休業をした期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 79,200円
 - 二 第2号区分 62,500円
 - 三 第3号区分 54,150円
 - 四 第4号区分 50,000円
 - 五 第5号区分 45,850円
 - 六 第6号区分 41,700円
 - 七 第7号区分 33,350円
 - 八 第8号区分 25,000円
 - 九 第9号区分 20,850円
 - 十 第10号区分 16,700円
 - 十一 第11号区分 零
- 2 退職し、解雇され、又は死亡した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる

職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職し、解雇され、又は死亡した者でその者の勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職し、解雇され、又は死亡した者でその者の勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者で、その者の勤続期間が10年以上24年以下のもの

前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 第3項後段の規定により退職し、解雇され、又は死亡した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

6 調整月額のうちその額がその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日に属する月に近い月に係るものを先順位とする。

7 前各項の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第4条第1項及び第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者で勤続期間が9年以下のもの

二 就業規則第43条第6号の規定により解雇されたもの

三 その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第43条第1号から第5号までの規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたもの

（退職手当の端数処理）

第9条 この規程の規定により計算した退職手当の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（退職手当の額に係る特例）

第9条の2 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職、解雇又は死亡の日におけるその者の基本給月額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び第8条の4の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間1年未満の者 100分の270

二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の基本給月額は、給与規程に規定する基本給及び扶養親族手当の月額並びにこれらに対する地域手当又は異動等特別手当及び広域異動手

当の合計額とする。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第15条第1項各号の一に該当する者を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号により休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 就業規則第15条第1号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）

二 就業規則第15条第2号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）

三 就業規則第15条第3号の規定による休職

四 就業規則第15条第4号の規定による休職

五 就業規則第15条第5号の規定による休職

六 就業規則第15条第8号の規定による休職

七 就業規則第15条第10号の規定による休職

八 就業規則第43条第5号の規定による停職

九 就業規則第39条の規定による介護休業

5 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち、就業規則第38条の規定による育児休業により休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間についてはその月数の3分の1）に相当する月数を第1項から第3項までの規定により計算した在職期間から除算する。

6 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち、就業規則第40条の2の規定による自己啓発等休業により休職月等が一以上あったときは、その月数（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の学長が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1）に相当する月数を第1項から第3項までの規定により計算した在職期間から除算する。

7 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち次の各号の規定により休職月等が一以上あったときは、その月数の全期間を第1項から第3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 就業規則第15条第9号の規定による休職

二 就業規則第40条の規定による大学院修学休業

8 国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第3号）第3条第2項の適用を受ける職員（以下「非常勤職員」という。）が、退職手当の支給を受けることなく、引き続き職員となったときは、当該非常勤職員の在職期間を職員としての引き続きいた在職期間に含むものとする。

9 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合に

は、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病による退職又は死亡に係る部分に限る。）、第5条又は第6条第1項の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

10 前項の規定は、第9条の2の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第11条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは地方公共団体及び地方独立行政法人（退職手当に関する条例等において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（次条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第12条 職員が、引き続いて次の各号に掲げる本法人以外の他の国立大学法人等（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規程等において、その者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 一 他の国立大学法人
- 二 大学共同利用機関法人
- 三 独立行政法人高等専門学校機構

- 四 独立行政法人大学評価・学位授与機構
- 五 独立行政法人国立学校財務・経営センター
- 六 独立行政法人メディア教育開発センター
- 七 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 八 独立行政法人大学入試センター
- 九 独立行政法人国立青少年教育振興機構
- 十 独立行政法人国立女性教育会館
- 十一 独立行政法人国立国語研究所
- 十二 独立行政法人国立科学博物館
- 十三 独立行政法人物質・材料研究機構
- 十四 独立行政法人防災科学技術研究所
- 十五 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 十六 独立行政法人国立美術館
- 十七 独立行政法人国立文化財機構
- 十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）

- 2 第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

（指定職基本給表を適用された職員の退職手当の額の特例）

- 第12条の2 指定職基本給表を適用された職員（副学長に限る。以下同じ。）が退職した場合の退職手当の額は、第4条から第8条の4まで及び第9条の2の規定にかかわらず、当該退職の日に教育職基本給表（一）が適用されたとみなし第4条から第8条の4まで及び第9条の2の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とし、第8条の4に規定する退職手当の調整額は、指定職基本給表が適用されていた期間を教育職基本給表（一）の適用を受けていた期間とみなして調整月額を付すものとする。この場合における当該退職の日における基本給月額を、当該職員が指定職基本給表を適用された日の前日における基本給月額を基礎とし、指定職基本給表への異動がなく引き続き教育職基本給表（一）の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる基本給月額とする。

（役員との在職期間の通算）

- 第13条 職員が、引き続いて本法人の役員（常時勤務することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員の前項の在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

（役員の前項の在職期間を有する職員の退職手当の基本額の特例）

- 第14条 引き続いた役員の前項の期間を有する職員の退職手当の基本額は、第4条から第8条までの規定にかかわらず、当該職員に係る役員の前項の在職期間について、当該役員の前項の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給制限)

第 15 条 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

- 一 勤続 6 月未満でその者の都合により退職し、又は解雇された者
 - 二 就業規則第 43 条第 7 号の規定による懲戒解雇処分を受けた者
 - 三 就業規則第 18 条第 2 項第 2 号の規定に該当し、解雇された者
- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第 16 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 17 条 次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第 18 条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第 3 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 19 条 学長は、退職し、又は解雇された職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪について禁錮以上の刑が定められているときは、

退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、学長に対し、取消しを申し立てることができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
 - 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職又は解雇の日から起算して1年を経過した場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、一時差止処分後に判明した事実又は事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなった場合
- 4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（退職手当の返納）

第20条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、学長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

（承継職員の在職期間）

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）附則第4条の規定により職員となった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は支給しない。

（法人成立前に他機関に出向していた職員の在職期間）

4 国立大学法人の成立前の信州大学（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（法人成立前に旧機関の職員となり成立後公庫等に復帰する職員の在職期間）

5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後、引き続いて国大法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程の規定による退職手当は支給しない。

（長期勤続者等に対する退職手当の基本額の支給率の調整）

6 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職し、解雇され、又は死亡した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額に100分の104を乗じて得た額とする。ただし、平成16年9月30日までの間におけるこの項の適用については、この項中「額は」とあるのは「額は第8条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。

7 当分の間、36年の期間勤続して退職し、解雇され、又は死亡した者で第5条の規定に該当する退職をし、解雇され、又は死亡した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第6項の規定の例により計算して得られる額とする。ただし、平成16年9月30日までの間におけるこの項の適用については、この項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職し、解雇され、又は死亡した者で、第6条の規定に該当する退職をし、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9 当分の間、44年を超える期間勤続して退職し、解雇され、又は死亡した者で、第5条の規定に該当する退職をし、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職等をした者とし、かつ、その者の勤続期間を35年として第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

（基本給月額額の減額に係る取扱い）

10 退職し、解雇され、又は死亡した者の基礎在職期間中に基本給月額額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた基本給月額額の減額改定を除く。）によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程又はこれに準ずる細

則等の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による基本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の2第2項に規定する基本給月額については、この限りでない。

- 11 指定職基本給表を適用された職員の前項に規定する「基本給月額」の適用については、第12条の2の後段に規定する「基本給月額」とする。

附 則（平成16年10月21日平成16年度規程第11号）

この規程は、平成16年10月21日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年3月17日平成16年度規程第43号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月27日平成18年度規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が平成18年4月1日（以下「切替日」という。）以後に退職し、解雇され又は死亡することにより、この規程による改正後の国立大学法人信州大学職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職し、解雇され又は死亡した場合において、その者が切替日の前日に現に退職し、解雇され、又は死亡した場合と同一の理由により退職し、解雇され、又は死亡したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、この規程による改正前の国立大学法人信州大学職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第4条から第9条まで及び原始附則第6項から第9項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）が、新規程第4条から第9条の2まで及び原始附則第6項から第9項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 切替日の前日に第11条第1項に規定する国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者又は切替日の前日に第12条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員として在職していた者若しくは切替日の前日に第13条第1項に規定する役員等として在職していた者で、国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員若しくは役員として在職した後引き続いて職員となった者が、新制度適用職員として退職し、解雇され、又は死亡した場合における当該退職、解雇又は死亡による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「基本給月額」とあるのは「基本給月額に相当する額」とする。
- 4 職員が切替日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職し、解雇され、又は死亡した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が切替日の前日に受けていた基本給月額を退職、解雇又は死亡の日の基本給月額とみなして計算した旧規程退職手当額よ

りも多いときは、旧規程の規定にかかわらず、新規程退職手当額から次の各号に掲げる退職し、解雇され、又は死亡した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 10 万円を超える場合には、10 万円）
 - イ 新規程第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
 - ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- 二 切替日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続年数が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円）
 - イ 新規程第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額
 - ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- 三 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円）
 - イ 新規程第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額
 - ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- 5 切替日の前日に国家公務員等として在職していた者のうち、職員から引き続いて国家公務員等となった者又は切替日の前日に他の国立大学法人等の職員として在職していた者若しくは切替日の前日に役員等として在職していた者のうち職員から引き続いて役員等となった者で、国家公務員等又は国立大学法人等の職員若しくは役員として在職した後引き続いて職員となった者が、新制度適用職員として退職し、解雇され、又は死亡した場合における当該退職、解雇又は死亡による退職手当の前項の規定の適用については、同項中「受けていた基本給月額」とあるのは、「受けていた基本給月額に相当する額」とする
- 6 基礎在職期間の初日が切替日前である者に対する新規程第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 7 新制度適用職員として退職し、解雇され、又は死亡した者で、その者の基礎在職期間のうち切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する第 6 条の 2 の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた基本給月額は、同条第 1 項に規定する基本給月額には該当しないものとみなす。
- 8 新規程第 8 条の 4 の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の その者の基礎在職期間

第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の 基礎在職期間
第3項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後の その者の基礎在職期間

9 指定職基本給表を適用された職員の第2項及び第4項に規定する「基本給月額」の適用については、第12条の2の後段に規定する「基本給月額」とする。

附 則（平成19年3月30日平成18年度規程第116号）

1 この規程は、平成19年3月30日から施行する。ただし、第9条の2第2項の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

（運営費交付金以外の経費により雇用された看護職員の退職手当の特例）

2 運営費交付金以外の経費により雇用された看護職員（国立大学法人信州大学職員任免規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第16号）別表に定める看護職員をいう。以下同じ。）が退職し、引き続き国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員となった場合においては、第11条第4項又は第12条第1項の規定にかかわらず、当該退職を就業規則第22条第4号の規定による退職とみなして、その者の退職の日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、第4条から第9条まで、原始附則第6項から第9項まで及び国立大学法人信州大学職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年4月27日平成18年度規程第1号。以下「一部改正規程」という。）附則第2項及び第4項の規定により計算した退職手当の額を支給する。

3 運営費交付金以外の経費により雇用された期間を有する看護職員が退職し、引き続き国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員となった場合においては、その者が経費の変更に伴い運営費交付金により雇用されることとなった日（以下「経費変更日」という。）の前日に、就業規則第22条第4号の規定による退職をしたものとみなして、その者の経費変更日の前日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、第4条から第9条、原始附則第6項から第9項及び一部改正規程附則第2項及び第4項の規定により計算した退職手当の額を支給する。

附 則（平成20年7月17日平成20年度規程第17号）

この規程は、平成20年7月17日から施行する。

附 則（平成20年8月7日平成20年度規程第24号）

この規程は、平成20年8月18日から施行し、同日以後に副学長となった者から適用する。